

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る住民説明会
(環境影響評価準備書素案：午後の部) 全文

日 時	令和4年7月3日(日) 14時00分～16時00分
場 所	彦根市南地区公民館 大会議室
参 加 者	36名
	彦根愛知犬上広域行政組合 近藤事務局長、建設推進室(杉山室長、藤井室長補佐、鈴木副主幹、北川主査)
	コンサルタント パシフィックコンサルタンツ株式会社 6名
次 第	1 開会 2 挨拶 3 内容 (1) 環境影響評価準備書素案の説明

挨拶	
司会	<p>皆様こんにちは。日曜日の何かとお忙しい中、また足元の悪い中、多くの皆様方にご参加いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、時間も参りましたので、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価準備書素案に関する説明会を始めさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日進行を務めさせていただきます、彦根愛知犬上広域行政組合、建設推進室の藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の出席者をご紹介します。</p> <p>彦根愛知犬上広域行政組合の事務局長の近藤でございます。</p> <p>続いて、建設推進室長の杉山でございます。</p> <p>また、本事業に関する専門技術者としてパシフィックコンサルタンツから6名、出席させていただきます。</p> <p>それでは、説明会に際しまして、近藤事務局長からご挨拶申し上げます。それでは、よろしくよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。本日は雨でお足元の悪い中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。事務局長の近藤でございます。</p> <p>平素は、1市4町の広域行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、当広域行政組合が進めております「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備」につきましては、令和元年10月21日に最終的な建設候補地を清崎町地先に決定させていただきました。そして、新施設建設に必要となります各種調査等を順次進めさせていただいております。これまでに各種調査、測量事業を実施し、施設や造成等の基本設計を完成させていただいたところでございます。</p> <p>現在は、昨年度に着手いたしました敷地造成等の実施設計業務を進めておりますほか、本年6月には、新ごみ処理施設の整備・運営業務に係る発注支援業務に着手をしたとこ</p>

ろでございます。

また、これらの業務と並行して、施設建設に伴う周辺環境への影響をできる限り回避させる措置を講じるため、滋賀県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続きを進めているところでございます。この環境アセスメントにつきましては、環境影響評価方法書を作成して、令和2年12月から令和3年1月にかけて縦覧および意見募集を行い、圏域住民の皆様からのご意見や知事意見を頂戴し、令和3年2月から方法書に基づく調査予測評価等を進めてきたところでございます。

本日は、これまで実施しました現況調査、影響の予測、評価の結果を整理し、環境の保全に関する考え方を取りまとめた環境影響評価準備書の素案を作成しましたので、ご説明させていただき、圏域住民の皆様のご意見を賜りたいと存じます。

最後になりますが、こうして事業を進められますのも、この地域の多くの皆様のご理解があつてのことでございます。深く感謝をしております。今後も適時、住民説明会等を開催しながら、皆様にご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、わたくしの挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

司会

ありがとうございました。

それでは、環境影響評価業務の委託先でありますパシフィックコンサルタンツから準備書素案の概要についてご説明させていただいた後に、皆様からのご質問の時間とさせていただきます。

できる限り多くの方からのご質問、ご意見を賜りたいと考えておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本日の進行でございますが、準備書素案の概要の説明につきまして概ね40分程度を予定しております。

説明が終わりました後に質疑応答を45分程度予定しており、会全体で1時間30分程度とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

説明に入らせていただく前に、配布物の確認をお願いいたします。本日の配布物は、「環境影響評価準備書素案の概要」と題した背景が水色のパワーポイント資料でございます。お持ちでない方がおられましたら、係員までお申し付けください。

なお、本説明会における新型コロナウイルス感染症対策としてお願いがございます。説明会開催中はマスクの着用をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。パシフィックさん、よろしくお願いいたします。

資料1に基づき説明

コンサル

ただいまご紹介いただきましたパシフィックコンサルタンツ株式会社の●●と申します。本日、私のほうから環境影響評価準備書素案の内容についてご説明させていただきます。

まず1ページ目、本日の説明ですが、1ページ目にお示しした目次に沿ってさせていただきます。

続きまして2ページ目、初めに本説明会の目的についてご説明いたします。

3ページ目の図は環境影響評価の手続きの主な流れをお示ししてございます。本説明会ですが、環境の現況の調査、予測評価の結果をとりまとめた準備書の素案の説明を行

い、ご意見を伺いたいと思うものでございます。今後、準備書につきましては公告・縦覧の開始後に改めて説明会を行う予定となっております。

4 ページ目、次に事業の目的および内容についてご説明させていただきます。

5 ページ目、こちらに事業者の名称、事業の名称、対象事業の目的をお示ししてございます。本事業ですが、処理施設の老朽化、ごみの広域処理を踏まえて新たなごみ処理施設の整備を行うとしたものとなっております。

6 ページ目、こちらに対象事業の実施区域を示してございます。実施区域は赤枠で示した西清崎地区、約 6.3ha の範囲を予定してございます。なお、方法書の時点におきましては市道大藪金田線の西側の区域のみを対象としておりましたが、工事中に設置する施工ヤード等の整備区域も含め、東側のほうに若干拡大をしてございます。なお、仮設道路等として整備する区域につきましては将来的には現状に復旧する予定となっております。ごみ処理施設の整備を行う区域としましては、6 ページ目の資料の青枠で示しております約 5.2ha の範囲となっております。

7 ページ、本事業の対象とする施設ですが、焼却施設とそれに関連するリサイクル施設を予定してございます。施設の規模、対象とするごみ量、対象とするごみの種類につきましてはこちらにお示ししたとおりでございます。

8 ページ目、施設整備計画の概要についてお示ししてございます。処理方式はストーカ式焼却方式、煙突高さは配慮書の検討結果の内容を踏まえまして 59m と計画してございます。有害物質などの除去設備など排ガス処理設備を設けますほか、景観に配慮いたしまして白煙防止装置を設置する計画でございます。施設排水は施設内で処理後に公共下水道に放流を行いますが、雨水については調整池を経由して宇曾川へ放流する計画でございます。

9 ページ目、こちらには新ごみ処理施設の公害防止規準について、大気質の例を示してございます。基準は、関係法令などの規制値および現清掃センター公害防止規準よりも厳しい値を設定してございます。このほか、悪臭や騒音といった項目につきましても同じように基準を設定してまいります。

10 ページ目、こちらは現時点で想定している施設の配置計画でございます。配慮書で検討した北側集落への騒音などの影響、それから土砂災害の発生に留意しまして、焼却施設などの主要施設は南側に配置する計画となっております。今後、具体的な設計を進めてまいります。

11 ページ目、こちらは関係車両の主要な走行ルート、ごみ収集車等の走行ルートの計画です。既存の道路および彦根市が新たに整備する市道を経由して搬入を行う計画です。なお、黄色で示した市道の整備ルートについて、方法書段階では区域西側、荒神山を縦断する計画でございましたが、計画の再検討を行いまして、現在、荒神山を回避するという計画になってございます。なお、施設を供用開始する時点では北側工区が開通する見込みのため、北側からの搬入を行いまして、その後、南側工区が開通した後に北側、南側両方からの搬入を行う計画となっております。

12 ページ目、こちらは想定しております事業のスケジュールです。令和 5 年度に環境影響評価の手続きが終わりまして後、敷地造成工事に着手、令和 11 年度にかけて施設の建設工事を実施していく予定でございます。詳細な施工内容や工程は今後検討を進めて

まいります。

13 ページ目、こちらは工事計画の概要です。工事開始時に、準備工事、工事用道路、雨水排水設備工事、軟弱地盤対策工事を行った後に造成・建築工事を進めてまいります。施設の供用開始は令和 11 年度を予定しております。

14 ページ目、こちらは工事用車両の走行の計画です。青い点線で工事用道路の走行ルートをお示ししております。南側の県道 2 号から宇曾川堤防左岸道路に進入して、北上して工事区域に至る計画です。退出する車両ですが、方法書時点から計画を見直しております。再度堤防道路を北上してまいりまして、宇曾川を渡河した後に県道 2 号に出る、もしくは右岸側の堤防道路を北上していく、いずれかの経路を予定しております。以上が事業計画の概要です。

15 ページ目、こちらが方法書に対していただいた意見の状況です。

16 ページ目に方法書に対する意見の提出状況を示しております。令和 2 年 12 月から同年 2 月まで住民の皆様からのご意見を募集いたしました。また 6 月には方法書に対する滋賀県知事意見が提出されております。これらの意見を勘案して調査、予測評価を行う計画としました。

17 ページ目、本事業の実施に伴う環境影響評価の対象とした要素についてご説明いたします。

18 ページ目、こちらは環境影響評価の対象とした環境要素でございます。表に示しておりますとおり、大気質、騒音、動物、景観、文化財などの 15 の項目を対象としております。なお、水質のうちの水の汚れ、地下水、土壌といった項目については事業の実施に伴う影響が生じるおそれは小さいとは考えておりますが、現地調査を行い、現況の把握は進めております。

19 ページ目、現況調査の結果についてご説明いたします。

20 ページ目、こちらは区域内、一般環境、その他の動物などの調査地点をお示しております。大気質などの調査は周辺集落の代表的な地点および荒神山の山頂の敷地内で行ってございます。動物や植物相については赤線で示しております区域周辺の約 200m の範囲内ですが、行動範囲の広い猛禽類や植生の分布の把握は青線で示しております荒神山を含む周辺 1k m の範囲としてございます。文化財や伝承文化は緑色の線で示しております 500m の範囲内としてございます。

21 ページ目、こちらは工事用車両や施設関連車両の走行ルートの沿道の調査地点です。車両走行が見込まれます代表的な 6 地点を対象としてございます。

22 ページ目、こちらは現地調査の実施時期でございます。令和 3 年 2 月に調査に着手いたしまして、これまでにほとんどの調査は完了しております。お手元の資料には「6 月以降今後実施」となっておりますが、6 月の調査は既に完了してしまして、今後 7 月以降、引き続き調査を行っていく予定でございます。

23 ページ目、調査の結果についてご説明いたします。

初めに、対象事業実施区域で調査を行いました気象の状況です。気象は、地上気象、上層気象、こちらについて連続の観測、四季ごとの調査を行ってございます。図には卓越風向を示す風配図、方位別の風の割合をお示ししてございますが、年間を通じて北寄りの風が多いのですが、夏には南からの風の割合も多いという状況を確認しております。

24 ページ目、こちらは本調査で行いました現地拡散実験の状況です。煙突の高さに合わせて気球を上げて実験用のガスを放出し、風下側の捕集点で空気を捕集、濃度分析を行うという調査を行っております。この調査については、後に説明いたします煙突排出ガスの濃度の計算、予測の精度の向上に活用してございます。

25 ページ目以降、大気質の調査の結果をお示ししております。

まず一般環境の調査結果でございますが、各汚染物質ないしは降下ばいじんといった項目につきまして、いずれも環境基準値などの基準を下回るという様子を確認してございます。

26 ページ目、沿道の環境大気質の調査結果になります。こちらでも二酸化窒素などの物質につきまして環境基準を下回るという様子を確認してございます。なお、清崎地区の県道2号では7月中まで調査を継続して行ってまいります。

27 ページ目、こちらは騒音、低周波音、振動の調査結果になります。こちらは周辺の公民館などで調査をさせていただきましたが、いずれも環境基準値などの基準を下回るということで確認してございます。

28 ページ目は道路沿道の騒音や振動の調査の結果です。真ん中の列に騒音の結果をお示ししておりますが、市道芹橋彦富線で環境基準値 65 に対し、結果 68 デンベルということで、基準の超過が見られましたが、その他の地点においては基準を下回っているという状況でございました。振動も法律に基づく基準値を下回っている状況でございます。

29 ページ目、こちらは宇曾川における水質の現況の調査結果です。調査では濁りの指標である浮遊物質という物質の調査を行いましたけれども、四季ごとの調査では基準を十分下回ってございましたが、農繁期には代掻きの濁りの影響で基準を超えるという様子は確認されております。また、降雨時の調査では、濁りが発生して、それが流れ込むという影響によりまして値が高くなっているということを確認してございます。

30 ページ目、こちらは現地調査で確認されました動物や植物の状況となっております。それぞれ絶滅危惧種に該当する種など重要な種が多数確認されているということを確認してございます。

31 ページ目、こちらは区域周辺の自然環境の状況です。調査の対象地域の中では、水田雑草群落や、荒神山のコナラ群落、スギ・ヒノキの植林といったところが割合が高く、これら 3 つの群落で約半分程度の面積を占めている。これらから環境類型については、樹林、耕作地・市街地、河川の 3 つの環境類型に大別できるということで考えております。また、現地調査で確認された動物種のうち、地域の生態系を代表する注目種としましては、こちらの表に示す 16 種を抽出してございます。

32 ページ目、こちらは地下水位の調査の結果です。区域周辺で観測にご協力いただきました井戸を対象に四季ごとの調査を行い、影響の把握を行っているということで、観測は今後 7 月まで継続して行う予定でございます。

33 ページ目、こちらは土壌中のダイオキシン類の調査結果になります。区域や周辺の集落など、いずれも環境基準値を大きく下回る結果でございます。また、有害物質などの環境基準の項目についても基準を下回っていることを確認してございます。

以上が現況の調査結果です。

続いて 34 ページ目以降で、環境影響の予測・評価の結果についてご説明をいたします。

まず 35 ページ目、こちらは大気質の予測です。重機の稼働に伴う排出ガスの影響のイメージをお示ししてございます。気象条件や工事計画を踏まえまして重機からの排出ガスの予測計算を行っております。

36 ページ目に予測の結果を示してございます。二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきまして予測を行っておりますが、敷地境界上の最大となる地点で、いずれも環境基準を下回るということで予測をしてございます。

また 37 ページ目には、周辺の集落、住居における予測結果をお示ししておりますが、こちらについても環境基準を十分下回るということで予測をしてございます。

38 ページ目ですが、こちらは工事用車両や収集車などの関連車両の排出ガスの影響のイメージをお示ししております。こちらも予測の計算を行って、濃度の状況を把握してございます。

39 ページ目には、まず予測に用いました工事用車両の想定する台数をお示ししておりますが、予測は、車両が最も多くなると想定される 1 年間を対象として行っております。その 1 年間における平均的な台数を予測台数として設定しております。

40 ページ目に予測の結果をお示ししてございます。こちらでも二酸化窒素、浮遊粒子状物質という物質について予測を行いました。いずれも環境基準を下回るということで予測をしてございます。

41 ページ目、こちらですが、施設が供用した後のごみ収集車などの関連車両の予測に用いた台数となっております。予測においては、こちらも各地点において想定される年間を通じて平均的な台数を想定してございます。また、新たに整備される彦根市道の市道整備ルートの沿道についても新たに予測地点、こちらでは G と書いておりますが、この地点を対象としてございます。

42 ページ目、こちらが予測の結果となります。こちらでも工事用車両等、結果は同様ですが、いずれも環境基準を下回るということで予測をしてございます。

43 ページ目、こちらは重機の稼働に伴う粉じん、降下ばいじんの予測のイメージをお示ししてございます。

予測の結果につきまして 44 ページ目にお示ししてございます。粉じんの影響につきましては季節ごとに予測を行っておりますが、最大としまして 1 カ月、1 k m² 当たり約 4 t 程度と予測しておりますが、影響の目安としましては 20 t 以下という値がございまして、それは十分下回るということで考えてございます。

45 ページ目、こちらは施設が稼働したときの煙突からの排出ガスの影響の予測のイメージをお示ししてございます。こちらでも気象条件や排ガスの諸元などを設定しまして地上部の濃度の予測計算を行っております。

46 ページ目、こちらは施設周辺の煙突排出ガスの寄与濃度、排出ガス単体の濃度につきまして平面的な分布状況を示したものです。例としてダイオキシン類の予測結果をお示ししてございますが、地形や気象の状況によりまして区域北西側や南側の方角、こちらのほうで濃度が高くなるということで予測をしてございます。

47 ページ目、こちらには影響が最大となる地点の予測の結果を示してございます。予測対象として、二酸化窒素、二酸化硫黄など 6 物質を対象としておりますが、①で示す排ガスの寄与濃度につきましては、②に示しております現地調査で把握した現況濃度に

比べて十分低いということで、合成した予測の結果につきましても環境基準を十分下回るということで考えてございます。

48 ページ目、こちらはダイオキシン類を対象としました周辺の集落における予測結果をお示ししております。こちら①の寄与濃度は現況の濃度に比べ十分低い、予測結果も環境基準を下回るということで予測してございます。

49 ページ目、今回の予測では特定の気象条件下で想定されます短期的な濃度上昇時の影響の予測も行っております。こちらは一例でございますが、上層逆転層発生時、強風が吹いたときの状況などを対象とした予測を行っております。

結果につきまして、50 ページ目にお示ししてございます。さまざまな気象条件下での予測を行っておりますが、いずれも環境基準は下回るということで考えてございます。

51 ページ目、こちらにおきましてはリサイクル施設の稼働に伴って発生が想定される粉じんの飛散の量、こちらの影響について予測をしてございます。こちらですが、ほかのリサイクル施設における調査結果を用いまして今回どう影響が出るかというところを予測を行っておりますが、ほかの施設の結果については51 ページの表に示しておりますとおり、施設の影響が特段生じるとか、そういう状況は確認されておりません。今回も同じように影響は極めて小さくなるということで想定しております。

以上が大気質に関する結果となりますが、いずれも環境基準など基準値を達成する、また環境保全措置も適切に実施していくということで影響の回避や低減は図られていくものと評価をしております。

52 ページ目、こちらは騒音、低周波音、振動の予測の結果となります。まず初めに重機や施設の稼働に伴う騒音等の予測のイメージをお示ししてございます。

53 ページ目、こちらには工事中の重機、建設機械の稼働に伴う騒音の予測の結果をお示ししてございます。敷地境界付近の最大となる地点で67 デシベルということで予測しておりますが、こちら、建設作業騒音の規制基準85 デシベルということで決まっております、こちらを下回るということで考えてございます。

54 ページ目、こちらは重機の稼働に伴う周辺住居等の予測の結果となりますが、こちら環境基準と照らして下回っている値であるということで予測してございます。

55 ページ目、こちらは重機の稼働に伴う振動、揺れの予測の結果となっております。こちら敷地境界で57 デシベルという値となっております、振動の規制基準75 デシベルを下回るという結果になってございます。

56 ページ目、こちらは周辺住居などにおける予測結果となりますが、人が振動を感じ始める値としまして55 デシベルと言われておりますが、これを十分下回るレベルにあるということで考えてございます。

57 ページ目、こちらは施設の稼働に伴う騒音、供用後の騒音の予測の結果となります。敷地境界においては、時間ごとに45～47 デシベルと予測しておりますが、各時間帯とも工場の稼働に係る基準を下回るということで考えてございます。

58 ページ目には周辺住居の結果をお示ししてございますが、こちら昼間、夜間ごとに予測をした結果、いずれも環境基準を下回ると予測してございます。

59 ページ目、こちらは低周波音の予測の結果となります。南側の敷地境界や、北側、南側の最寄りの住居を対象に予測しておりますが、その結果はこちらの表のとおり72～

87 デシベルという結果となっておりまして、心身に関わる苦情の評価指針という基準値 92 デシベルというものがありますが、そこには達しない、特段の影響は生じないということで予測をしております。

60 ページ目、こちらは施設の稼働の振動、揺れの状況でございます。敷地境界で最大となる結果で 55～57 デシベルということで予測をしております。こちらも工場の振動の基準と同じか、または下回るということで予測をしております。

61 ページ目、こちらは周辺住居などの施設の稼働の振動でございますが、こちらも環境保全目標値といった値を下回るということで考えております。

62 ページ目、こちらは施設の関連車両や工事用車両が走行したときの騒音や振動の影響、そちらのイメージをお示ししております。

63 ページ目、こちらには騒音や振動の予測に使用した工事用車両の車両台数をお示ししております。こちらにおいては工事用車両が最も多くなると想定される月を対象として予測をしております。台数は予測期間中対象とした月の日台数として設定しております。

64 ページ目、こちらに工事用車両の騒音の予測結果をお示ししております。現況で環境基準を達成する地点では引き続き環境基準を達成する。また、現況で環境基準を超過している市道芹橋彦富線では現況から騒音の悪化が生じるということはないということで予測をしております。

65 ページ目には振動の影響の予測結果についてお示ししておりますが、こちらは振動の法令に基づく要請限度を下回ると予測しております。

66 ページ目、こちらは施設の関連車両の走行、収集車などの走行台数について設定した車両台数をお示ししております。こちらについても搬入台数が多い月及び曜日における台数を設定しております。

67 ページ目、こちらは供用時の施設関連車両の走行時の騒音および振動の予測結果でございます。工事中と同じですが、現況で環境基準を達成する地点では引き続き基準を達成する。基準を超過している場所では現況からの騒音の悪化については生じないということで予測をしております。また振動については要請限度値を下回るということで予測をしております。

以上から、騒音、低周波音、振動につきましても概ね環境基準を下回る、または環境保全措置を行っていくということで影響の回避・低減が図られるということで考えております。

68 ページ目、こちらは悪臭、においに関する予測の結果でございます。

まず煙突の排出ガスないしは施設点検に伴う休炉時の悪臭の影響ということで予測をしております。予測結果を中段やや下に示しておりますが、最大となる地点においても臭気指数 10 未満ということで予測をしております。こちらは影響は特段生じないレベルの数字となっております。施設の休炉時も同様でございます。これら特段の影響は想定されないということで予測をしております。

69 ページ目、こちらは施設からのにおいの漏れであったり、ごみ収集車の車両が通過したときの悪臭の影響について予測をした結果でございます。これらについては既存施設の調査結果などをもとに整理をいたしました。特段においの漏れの影響や、車両通

過時の臭気質は小さいと考えておりまして、影響は小さいということで考えてございます。これらの結果や環境保全措置を講じることによって悪臭についても影響の回避・低減は図られていくということで考えてございます。

70 ページ目、こちらは土地の改変に伴って発生する水質、濁水の予測のイメージとなります。降雨時には濁水が調整池を経まして宇曾川に流入するという想定されます。水質の予測については、降雨時の工事排水が宇曾川に流入した後の濁りの影響を計算することで行ってございます。

71 ページ目に水質の結果を示してございます。工事排水が流入した後の宇曾川の浮遊物質量、濁りの指標となりますが、そちらの予測の結果は赤枠で示した数字となっております。現地調査で把握した降雨時の濃度の変動幅に十分収まるレベルと考えられまして、事業に伴って著しく濁りが上がるということはないものと考えてございます。こちらにつきましても適切に環境保全措置を行ってまいりまして、影響の回避であったり低減を図っていくというところになります。

72 ページ目、こちらは動物に関する予測結果でございます。予測は、絶滅危惧種など重要な種を対象として行ってございまして、影響の要因としましては、生息地の消失や縮小、水の濁りや汚れ、ないしは重機の稼働に伴う騒音の3つを想定してございます。それぞれすべての動物ないしは水路や河川に生息する種、もしくは騒音の影響がある猛禽類を対象に予測をしております、予測の結果は表にお示ししたとおり、生息地の消失または縮小に関して影響が大きいと考えられるのは11の種、また騒音に関する影響を受けるものとして1種あると考えてございます。

予測結果の詳細について73 ページ目にお示ししてございます。生息地の消失や縮小といったものは湿地環境や水路に生息する両生類、魚類などについて影響を受けるということで考えてございます。中にはカヤネズミといった哺乳類も影響を受けるものと考えてございます。ただし、水の濁りにつきましては、影響は比較的小さいだろうということで考えてございます。騒音の影響につきましては、区域周辺で繁殖が確認されましたオオタカについて影響が生じるということで考えてございます。ただし、こちら、表にお示ししてございます環境保全措置をしっかりと講じていく、ビオトープの設置、騒音対策などを講じていくということによりまして影響については回避・低減を図っていくということで考えてございます。

74 ページ目、こちらは植物に関する予測評価の結果です。こちらも動物と同様に生息地の消失ないしは縮小、それから水の濁りや汚れの影響について予測を行いました。予測の結果ですが、生息地の消失ないしは縮小によりましていくつかの種が影響を受けるだろうということで考えてございます。一方、水の濁りとか汚れの影響は生じることはないだろうということで考えてございます。植物につきましても、動物と同様に環境保全措置を実施していくということによりまして影響の回避ないしは低減を図っていくということで考えてございます。

75 ページ目、こちらは生態系の予測でございます。生態系については、地域の注目すべき種を選定して、それを対象に行ってございますが、こちらも動物と概ね同じでございますが、生息地の消失ないしは縮小、それから重機の稼働に伴う騒音の影響が生じるものと考えております。こちらについても動物や植物に準じた環境保全措置を講じてま

いりまして、影響の回避・低減を図っていくというところでございます。

76 ページ目、こちらは景観に関する予測の結果でございます。景観については、文献ないしは住民の皆様からのご意見を踏まえて選定した眺望点からの眺望景観の変化について予測を行っております。予測の対象としまして、76 ページの左上の表、こちらで特に赤字で示した 5 カ所につきまして現況と施設を重ねる図面を作成の上、予測をしてございます。

予測の結果ですが、近景であります西清崎の集落内や天満天神社においては施設の見え方が大きく、影響が大きいと考えてございますが、その他は影響は比較的小さいということと考えてございます。

77 ページ目以降、81 ページ目まで予測対象とした地点のフォトモンタージュ、現況と将来の施設の重ね合わせた図面の結果をお示ししてございます。施設の形状につきましては、類似した規模の施設を参考に設定しておりますが、具体的な形、デザイン、意匠、色味といったところについては今後具体的な検討を進めてまいります。

82 ページ目、人と自然との触れ合いの活動の場、いわゆるレクリエーション施設と呼ばれる場所の予測の結果です。

こちらについては、春夏秋冬の 4 回、ハイキングコース、サイクリングコースなどを対象に、アンケート調査、現地確認といったところを行ってございます。アンケート調査の結果としましては、荒神山のハイキングコースの利用状況、林道が主に利用されているであったり、利用者の傾向といったところ、サイクリングコースの利用の状況、こういったものをお聞きしてございます。

83 ページ目、こちらには予測の結果をお示ししてございます。予測の結果ですが、レクリエーション施設の直接的な改変というものはないものの、ハイキングコース、サイクリングコースなどで風景、見た目の変化が生じると予測しております。また、工事用車両の騒音などによりましてアクセス状況にも変化が生じる可能性はあります。しかし、主に景観面であったり、工事用車両の運行面、こういったところで環境保全措置を実施していく。またレクリエーションの拠点を整備するなどの対策を講じることで影響の回避・低減を図っていくということと考えております。

84 ページ目には参考といたしまして、施設北側、荒神山神社の本坂からの眺望の景観の変化についてお示ししてございます。法面の緑化であったりを踏まえまして施設の圧迫感の軽減を図っていくということと考えてございます。

85 ページ目、こちらは廃棄物に関する予測です。工事中に発生する建設発生土や建設混合廃棄物、また供用後に発生する焼却施設、リサイクル施設からの焼却灰、飛灰、不燃物類などの発生量をこちらにお示ししてございますが、いずれも工事中については場内利用を含め適切に処分をしていく。供用後につきましても適切に処分を行っていくということで、一定量の廃棄物は発生しますが、保全措置を適切に実施していきまして影響の回避を図っていくということと考えてございます。

86 ページ目、こちらは温室効果ガスの予測の結果です。ごみの焼却を除く施設関連車両の走行、機械の稼働といったところを踏まえまして、施設性能に関する排出量につきまして既存施設と比べまして年間約 7,300 t の CO₂ の削減が見込まれると予測しております。ごみの焼却から発生する CO₂ についても、ごみの減量に従いまして削減するとい

うことで予測をしてございます。このように温室効果ガスは将来的には既存施設に比べ削減、ないしは環境保全措置も実施していくということで考えてございます。

87 ページ目、こちらは文化財の結果です。文化財については、文献調査、聞き取り調査などで分布状況を把握しましたが、今回の事業による直接改変はないものということで考えてございます。

88 ページ目、こちらに予測の結果をお示ししてございますが、直接的な改変はないものの、近隣の荒神山神社の遥拝殿、ないしは天満天神社というところから騒音・振動の影響の発生、ないしは風景の変化といったところが生じると考えてございます。また、アクセスの特性に関しても変化が生じると考えてございます。こちらについても、主に景観での対策などを図っていくことにより、影響の回避・低減が可能であるということで考えてございます。

89 ページ目、こちらは周辺の祭りなどの伝承文化の把握した状況になってございます。

90 ページ目、こちらが伝承文化に対する予測の結果となっておりますが、こちらも直接的な改変はないものの、荒神山神社の祭り、天満天神社の祭り、こういったものについて風景の変化などが生じるということで考えてございます。また工事用車両の影響もある可能性はございますが、いずれも景観面対策ないしは祭りの日の休工などの対策を行っていき、影響の回避・低減を図っていくということで考えております。

91 ページ目、こちらですが、本調査におきましては事業に伴う県道2号の渋滞を懸念するご意見を多数いただいたことから、県道2号上、日夏町、ないしは賀田山町における交差点において渋滞ないしは自動車の滞留の状況の確認をしてございます。

その結果を92ページ目にお示ししてございます。こちらですが、11月の平日、昼間の時間帯に渋滞や滞留の状況を確認したものでございますが、特に賀田山町の西の交差点で西側で最大約330mという比較的長い渋滞が発生していたということで確認をしてございます。

この結果を踏まえまして、工事中に工事用車両が走行したときに交通渋滞を引き起こさない程度の台数は何台ぐらいかという検討を行いました。計算上、1時間に100台程度の車両を付加してもこれ以上渋滞が悪化するとか、そういうことはないものと考えてございます。工事中にはこれほどの規模の走行は想定しておりませんので、工事中に新たに渋滞が起こるとか、そういうおそれは小さいということで考えてございます。

以上が予測評価の結果でございます。

これらの結果を踏まえて検討した環境保全措置を93ページ目以降にお示ししてございます。

94 ページ目でございますが、こちらは大気質、騒音、悪臭、水質などに関する環境保全措置の一例をお示ししてございます。

また、引き続き95ページ目、こちらには動物、植物、景観、文化財などに関する環境保全措置をお示ししてございます。

最後になりますが、今後の予定についてご説明をいたします。

97 ページ目、本日は準備書素案についてご説明をさせていただきましたが、今後、環境影響評価の条例に基づきまして準備書の公告・縦覧を行ってまいります。また、準備書の縦覧期間中には住民説明会を再度開催いたします。準備書に対する住民の皆様のご意

	<p>見、ないしは滋賀県知事の意見などを踏まえまして評価書以降の手続きを進めていくということで考えてございます。</p> <p>以上で準備書の素案に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>質疑応答</p>	
住民 1	<p>まず、この予測を立てられた中身というか。</p>
司会	<p>自治会名をお教えいただけますか。</p>
住民 1	<p>日夏町です。まず、この予測を立てられたあたりの説明をもう少しだけいただけたらと思うのですが、これが1つ目の質問です。</p> <p>それから、2つ目ですけれども、82 ページですが、現地調査につきましてはここに書かれてあるとおりののですが、荒神山の麓はスポーツ施設、グラウンドがあってサッカーや野球をやられていたり、小さな子どもが子どもセンターのほうで遊ばれていたりとかいうあたりがあるのですが、このあたりを計算に入れられているのかどうか、その辺の影響ですね。中学生が陸上で走っていたりとか、たくさん大気を体内に取り込むような運動をたくさん子どもたちがしているのですが、そういった子どもたちへのNO_xやSO_x、それから浮遊粒子状物質の影響はどの程度お考えなのかという、この2点についてご質問させていただこうと思います。よろしくお願いします。</p>
コンサル	<p>ご質問ありがとうございます。まず1点目、予測の中身についてというところですが、具体的にどのようなご質問というか、回答をご要望でしょうか。</p>
住民 1	<p>専門的などころがあまり僕もわからないので、調査をされたやり方はわかるのですが、24 ページですが、現地調査のデータはこのとおりだと思うのですが、この現地調査をもとに、例えばトラックの排出のガス、大型車が1日予測で104~480台、小型車が1日4台、63 ページですが、この数字を入れての予測の値なのかどうかというあたりはいかがでしょうか。</p>
コンサル	<p>ありがとうございます。今回の予測に当たりましては、基本的に現況の調査を行いまして、特に今ご質問のありました例えば道路沿道の影響についてお示ししますと、現地調査で大気質の濃度、音、振動、こういったものを把握しまして、現況の状況として整理をいたします。将来的には今ご指摘のありましたように工事用車両ないしは収集車とか運転しますので、その影響でどれだけ影響が付加されるか、プラスになるかというところを計算で想定しております。それを現況の結果と合わせて予測を行うことによりまして、現況の交通量に将来的な工事用車両ないしは収集車、そういったものが加算したときにどのような影響が出るかというところの予測を行っているというところでございます。</p> <p>ほかの項目につきまして、例えば大気質、騒音、振動、そういったところがメインになりますが、こういった項目については、基本は現況調査を行って現況を把握する。そこに将来的に影響が付加されたらどれだけ環境が変わるか、そういった観点での予測を計算で行っているというところでございます。</p> <p>2点目のご質問に対してですが、恐らく荒神山公園の利用、グラウンドがあって、そこで利用する子どもたちが多くいらっしゃる。ないしは荒神山の林道のところでトレーニングをされている学生の方々、これは我々も拝見しておりますが、そういったところへの</p>

	<p>影響がどうかというところ。まず利用の状況というところに関しましては、82 ページの人と自然との触れ合いの活動の場というところでお示ししておりますが、影響が生じ得るであろう範囲として、まず直接改変とかそういったところを踏まえて周辺 500mを対象として調査をしてございまして、その中の影響がどうかということで考えております。この中には荒神山の例えば林道とかそういったところが入ってくるのですが、予測の結果としましては次の 83 ページにお示ししたとおりなのですが、林道というところでは影響は直接的に出ないだろうとは考えております。近くの風景が変わったりというところは想定されるのですが、林道を利用するというところにおいて何か影響が特別生じるとか、そういうところはあまり考えてはいないというところではあります。</p> <p>また、大気質の影響が出るのではないかとご意見をいただいたのですが、大気質の予測の結果、例えば施設ができた後の煙突から出る排ガスの結果につきまして、46 ページ、もしくは 47 ページ、こういったところでお示しをしております。46 ページ目には周辺で排ガスがどう広がっていくかという結果をお示ししているところですが、次の 47 ページ目、これは周辺で影響が最大になる地点というところをお示ししております。その濃度についてはご説明を差し上げたところですが、排ガスの寄与濃度については、現況で調査した濃度に比べるとかなり桁違いに低い値となっております。したがって、現況にわずかに排ガスの影響というのは加算されるのですが、現況の濃度よりも十分に低い、非常に低い値でございますので、この施設が稼働して極端に影響が悪くなるとか、利用する学生の方々に対して健康被害が起きるとか、そういったレベルには当然達しないであろうというふうにご覧いただいております。以上でございます。</p>
住民 1	<p>何度もすみません。短期的には今おっしゃったことになるかと思うのですが、長期的に見ても、子どもなんかは細胞分裂が盛んですし、気管支炎とかそういったあたりの心配がこれから予測されるのですが、長期的に見てそういったところの心配はほぼないというような形で思われているのかどうかの答えをいただきたいと思っております。</p>
コンサル	<p>ありがとうございます。今回この評価の基準としまして、環境基準、国が環境基本法という法律にのっとって定めた基準値を適用して、それをちゃんと下回るかどうかという確認を行っております。環境基準については法律のほうで人の健康の保護ないしは生活環境の保全、それを維持する上で望ましい基準というふうにされておりますので、環境基準を達成、そしてまた将来的に維持していくということによって健康への影響が生じる可能性は極めて低いであろうと考えてございます。</p>
司会	<p>よろしいでしょうか。そのほかご意見、ご質問等ある方はお願いいたします。</p>
住民 2	<p>日夏町から来ました。私も勉強不足で申し訳ないのですが、エネルギーについては化石燃料を使うということで考えておられるということでよろしいのでしょうか。</p>
コンサル	<p>エネルギーというのは。</p>
住民 2	<p>燃やすときに。ごみを燃やしたりそういうときに。</p>
コンサル	<p>ごみを燃やすときは、燃料は基本的には使わないです。ごみそのものが燃えるエネルギーで燃えていくので、何か油を入れて焚いてごみを燃やすわけではないです。ただ、最初にごみを入れるときや、炉を定期整備のために年に 3 回ほど止めるのですが、その次にもう 1 回スイッチを入れるときには、最初にちょっと油で火を焚いて、温まってからそこにごみを入れる。なので、立ち上げ、立ち下げるときだけ燃料を使う。それ以外はご</p>

	み自身が燃えると。
住民 2	24 時間燃えさせるのですか。それとも毎日毎日止めるのですか。
コンサル	24 時間ずっと運転します。
住民 2	そうなんです。ということは、この施設は何年使うという予測をされていて作ろうとされているのですか。
組合	この施設を何年使うかという部分については、これから協議を進めようとしているところでございますが、今の彦根市の清掃センターにつきましては既に 40 年を超えている施設でございます。コンクリートの建物の耐用年数は 50 年程度と言われていた中で、令和 11 年度に広域組合の施設が稼働するまでには 50 年ぐらいになってしまうというところがございます。50 年という施設が全国的に見ても多分異例といえますか珍しいという、ここだけではないかなという施設でございます。全国的に見ますと 20 年で施設を終えられるところであったり、30 年、40 年程度使っておられるところもあるのですが、建物自体は 50 年使えるような建物ですが、中の施設、炉であったり、設備については 20 年で大規模な改修工事をしなければいけないというようなところも出てきますので、その辺は費用対効果も考えながら、この新しい施設を何年使用するのが一番いいのかというところをこれから検証していきたいと考えております。
住民 2	ありがとうございます。たくさん予測をされていて、ほぼ大丈夫ということなのですが、実際に稼働が始まって、ちょっと予測と違っていたなということがある可能性があるじゃないですか。そのときに、稼働した後も定期的にこういう今まで調査されてきた、稼働した後の調査も引き続きされていくのか。それから稼働が始まって実際に予測が外れた場合、そういうときにはどのようにされていこうと考えておられるのかお聞きしたいと思います。
組合	ありがとうございます。こちらは大気質、騒音、振動などというところについては定期的に調査をしまして、今の彦根市清掃センターさんにしても年に 1 度は周辺の自治会さんに対して検査結果の報告をされているところでございますので、同じように新しい施設についても周辺での環境状況を検査しながら報告をしていくような場を設けていかなければいけないと考えております。 ただ、予測が外れるといいますか、こちらが最初から求めているレベルの施設をクリアできない場合は、施設整備を請け負ったところにクリアできる施設にしてもらうという形になりますので、最初からそういったところがもしあれば、なかなか供用開始ができないということもあるかもしれませんが、もちろん試運転の中でその辺はちゃんと確認しまして、供用開始後も定める基準を満たしていく施設にしていきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
住民 2	何回もすみません。今彦根だけで使っているわけですが、範囲も広がるじゃないですか。車の台数はどのぐらい、何%増えるような感じでこの数字は考えて。彦根でどのぐらい、例えば彦根で 50%行っていれば、あとほかの地域で 50%になるとか、それとも彦根の 3 倍ぐらいになるとか、その辺の大体の数字がわかれば教えていただきたい。
組合	ありがとうございます。彦根市さんにおかれましては、一般車両での持ち込みが、予約なしで搬入できるということもあってかなり多い、全国的に見ても多いという状況でございます。それを年間での平均を取って計算してみると、全体の 7 割以上が彦根市さん

	<p>の車ということです。4町さんからのパッカー車であったり、一般車両の搬入は、事前申請制のためかもしれませんけれども、かなり少ないというところでございます。今後、搬入台数を減らすということであれば、彦根市さんにおいても事前申請制を導入していく必要があるのかなというように思いますので、これから検討してまいりたいと思います。</p>
住民2	<p>わかりました。あと最後に1つですが、これから範囲も広がるし、たくさんのごみが入ってくるわけですが、彦根市に限らず、利用される市町村すべてに対して一人一人の住民に対する教育というか、そういうことを考えておられるのでしょうか。</p>
組合	<p>ありがとうございます。ごみの減量とか、実際に取り組んでいただくのは各市町さんの責務といたしますか、組合としましては市町さんの取組に合わせた施設を整備していくという立場でございます。</p> <p>今年の3月に1市4町において一般廃棄物の処理基本計画、10年計画になるのですが、この計画を立てていただきました。その中で、それぞれの市町が令和元年度のごみの実績ベースから令和13年までに15%のごみを削減するという、結構厳しい、これまでのこの圏域の中において一人当たりのごみの量の数字から言うと現状維持といたしますか、微増していたり、なかなか減っていかない状況での15%削減という目標です。それを立てていただいたので、それに合わせて施設の規模をこちらは確定していくということで、必ず15%は1市4町の皆さん、一人当たりのごみの量を減らしていただくというような施策をこれから真剣に取り組んでいただかないと、減量が進まなければ新しい施設で処理し切れないごみの量が出てくるということでございます。そうならないようにこれからいろいろな施策を考えてやっていただくということをお願いしていきたいと思っています。</p>
住民2	<p>ありがとうございました。</p>
司会	<p>ほかに意見がある方はいらっしゃいませんか。</p>
住民3	<p>荒神山を守る会の●●と申します。午前中も質問しましたので少し重なる面もありますが、参加者の皆さんが違いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>私はこの間ずっと議論を重ねてきまして、最初は荒神山に来ることがいろいろな問題がありますから嫌だなということが中心でしたけれども、だんだんわかってきたのは、大型の施設を作る限りは、どこに持っていても同じ問題が生じる。そして同じ問題というのは、私たちが思考停止をする限り後でとんでもない大きな問題になる2つの問題があるということです。</p> <p>1つは、膨大な財政負担です。後で言います。</p> <p>2つ目は、膨大な量のCO₂、先ほど化石燃料を使わないと言いましたが、ごみは燃えるわけですから、そこからCO₂がもくもくと出てきます。これが我々のごみであるということですね。</p> <p>1つ目の費用の問題ですけれども、とにかく全費用が今不明なんです。今のところわかっているのは200億円の建物の費用と市道、これは事実上ごみの施設のアクセス道路というので28億円。228億円だけがわかっているわけです。これでも相当の費用です。彦根市の年間の費用500億円に比べても、これが膨大な費用であり、今後これを1市4町で振り分け、どんなふうにして財政を持っていくのかという問題があります。</p> <p>あと、地盤調査とか、杭打ちだとか、20mから50m、60mの杭を打たなければなりま</p>

せん。造成だとか、盛土だとか、どれだけお金がかかるかわからないまま計画が進行しようとしている。これは計画を推進する上で決定的な問題点ではないか。これが不明なまま建設地を決めてもいいのかというところがあります。これ、誰が責任を取るのでしょうか。広域組合の議員なのか、各市町の議員なのか。それでも最終的には住民が取ってしまうのでしょうか。住民が賛成したのではないかということで住民が取ります。しかし、この倍とか、人によっては、業者に言わせたら多い人は倍と言いますね。1.5倍と言う人もたくさんいます。本当にいいのか、誰が責任を持つかということで、最後は住民に回ってきます。大型ありきがあるのではないのでしょうか。これを思い切って、後で言いますけれども、減量の計画を立てて半減にして、140 tではなくて70 tにすべきだと思います。

2 つ目ですが、ごみの減量で、先ほど 15%でもギリギリなんだというお話がありました。一番最初は 5%でした。15%も大変だということですが、これは皆さんのご努力で 15%をやっていくということです。今日の資料を見ますと、今までは 144 t、それまではプラスチックの分別をしないから 147 tでした。そしてそれが 144 tまで行って、今回 140 tという数字が出ています。しかしこの中には、午前中の説明では 13 t は災害時のごみの処理だと。災害時のやつは日常のごみ処理と重ねていいのかという問題がありますし、日常のやつは日常ですべきではないか。日常が 127 t まで落ちました。ということで、少しずつ皆さんの努力で少なくなっているのですが、私たちはごみ半減は可能だと思います。これはこの間のいろいろなことからわかっています。1 つは、皆さんに言うのですが、生ごみが一番多いわけですね。生ごみの重さだけで相当ある。詳しいことについて●●決まってきたということになります。

それから、昨年事故がありました。和田市長が 1 日、2 日、NHK だとかびわ湖放送で訴えて 5%減りました。これを 7 年間あるわけですから、継続的に、持続的に行政と住民と企業が一緒になってごみを減らしましょうという運動をやったら、私は半減は可能だと思います。

それで、甲良町の議会で私たちが請願をしまして、ごみ半減の計画を作ってほしいということで、甲良町は全会一致でこれを可決し、決議をしました。甲良町はごみ半減の計画を作られると思います。1 市 4 町全体でそういう合意ができればごみの施設は 140 t が要らなくなる。半分になるということが可能だと思います。

思い切ってその計画、広域組合で全部計画を立てるわけにはいかないでしょうけれども、全体にそういうアピールをして、市町と住民が協力をして、そして半減しましょう。実際に全国で 80%資源化しているところがありますし、全国に 5 つの自治体、3 万人を超える自治体でもごみ半減をやりましょうとお願いするところも出てきていますので、不可能ではないと思います。

何よりも 7 年後に、私、最近特に感じるのですが、6 月の猛暑、6 月からもう真夏が始まっているというこのときに、7 年後にこれに全く反する CO₂ をぼんぼん吐き出すという施設を荒神山のところに作っていいのかどうなのか。世界の流れに大きく反するのではないかと思います。

ある予想がありまして、天気予報ですが、2100 年になりますけれども、日本の大阪が 42.7 度になるというようなことです。30 度以上は奈良が 180 数日、大阪が 130 数日ということも出ています。東大の教授のチームによりますと、2100 年度、日本の温度は 4.5

度上がるということで、最初聞いたときはこれちょっと大げさではないかと私は思いましたが、そしてツバル諸島が水没するというのを●●したら、この春の、私たちの夏の現状を見ていたらやっぱり本当になりますよね。6、7、8、9月、これが30度になっていくと、これは現実的になるわけですから、この責任は一体誰が取るのか。私はこのまま行けば議会は取らないと思います。広域議会の議員は取らないと思います。最後は住民が決めたのだからということになりますので。ここは思考停止をせずに一旦立ち止まって、ごみ半減で皆さんが努力をする。そういう時期に来ていると思います。

あと3つ目は簡単にします。手続き上の問題で、西清崎を建設の候補地から決定地にする手続きを踏まなければいけないのですが、私たちの意見もありまして、皆さんのご努力もありまして、2月1日の定例会の前の全員協議会でその案を撤回いたしました。もともとのルールによりますと、これは来年の環境影響評価書が出てから出すというふうに明確に書いてあります。述べませんが、文章にはとにかく、それからいろいろなことが始まるんだということが書いてあります。これをしっかり守っていただきたいと思いません。

午前中は変な回答がありまして、都市計画決定の手続きと環境影響評価の終わりが一緒だから、時期が一緒だから無理だという話でしたが、こんなことは前からわかっているわけですし、それから前後少しずらせばいいわけですので理由には全くなりません。これは大型を先に作ることもありきということで早めるんだというふうに思いますので、決定どおり、ルールどおり、きちんと来年の環境影響評価が出た後で決めるべきだと思います。

まだ意見はいっぱいありますが、中心的には今2つの問題、前半の2つの問題は誰かが責任を取る。そして最後は私たちに回ってくるということで、絶対に思考停止をしてはならない問題だと思います。以上、質問にお答え願います。

組合

午前中も説明させていただいたとおりなのですが、この施設の整備費用については、まだ皆さんにお示しできるものがございません。造成等の実施設計をさせていただいているのですが、軟弱地盤対策や盛土の費用というところを今試算しているところがございます。基本設計において盛土の高さとかを決めていっていたわけですが、その高さなど見直しをかけているところがございます。費用については今年度実施の業務の中で決まっております。またプラントメーカーに対する見積りは、現状コロナ禍であったり、ロシアのウクライナ侵攻というところもございまして、もう一度プラントメーカーに対して徴集しなければならぬような状況でございます。そちらも今進めようとしているところがございます。そちらが出てきましたらまた精査をさせていただいて、皆様にお示しできるよう持っていきたいと考えております。いずれにしても来年度からですが、入札公告を実施してまいりますので、それに対する予算を計上していく。来年度当初予算を計上する際には、この施設整備に係る費用というのを議会にお示しすることになりますので、そちらが済みましたら皆様にもお示しできるような形になってまいりますので、ご理解のほどいただきたいと思いません。

ごみの半減ということでございますが、先ほども申しましたとおり、現状、これまでのこの圏域でのごみの現状といいますか、ごみの推移を見ておきますと、1人1日当たりのごみの量というのは減っているというよりも微増か現状維持というところがございます。

す。この状況が家庭系でも続いておりますので、15%削減いただくに当たってもかなり皆さんに努力していただく必要があると思います。

半減というところで、各市町が一般廃棄物処理基本計画において半減するための施策、どういう形でやれば実現ができるのかという施策を考えていただいて、この施設の規模を確定するまでに示していただくことができれば、施設規模を半分にしていくということはやっていきたいと思います。ただ、ごみの減量、仮に半減という目標で施設規模を半分にした場合に、ごみの減量が進まなければ施設で処理できないごみの量というのは、民間の処理施設で高い処理費用を払ってずっと処理していかなければならないということになってまいります。民間での処理は、主に焼却という形になってくるかと思いますが、圏域外へ排出する際には、搬出車両、大きなトラックで運びますけれども、それが排出する二酸化炭素が逆に増えるということもございます。目標をたてていただく限りはその目標を必ず皆さんが達成していかなければならないということで、それぞれ一人一人が本当に現状から半減できるかどうかということも考えていただきながら、それが可能であると、それぞれの市町が判断されれば計画が見直されるものと考えておりますので、見直されるのであればそういう形で規模は減らしていきたいと考えております。ただし、入札公告間近ということもございますので、市町さんにおいては、もう一度ごみの減量の数値を見直されるに当たっては、早急にやっていただく必要があると考えております。

建設候補地から建設地にするというところでございますが、当組合におきましては、よその自治体にはこういった条例はないのですが、候補地から建設地にするためには議会の議決をいただく必要がございます。当初、候補地が愛荘町内に選定されたときにこの条例というのはできているわけですが、この条例に沿って建設地としていく時期というのを前任の管理者、彦根市長ですけれども、政治的判断としては、皆さんにご理解いただけるだろうというところで環境影響評価の最終段階の評価書を縦覧公告して皆さんにご確認いただいてからということと説明をされてきたわけです。その間、愛荘町の候補地が選ばれたことに対する疑義が生じまして、結果、一旦白紙に戻して改めて候補地をどこにするかという議論がされてきたわけでございます。ようやく建設候補地が西清崎になりまして、そこから都市計画決定に係る手続きについて、彦根市さん、あと4町の都市計画担当課さんと協議を進めてまいりました。その際に、都市計画決定と環境影響評価書の縦覧公告の日というのが同日、同じ日にしなければいけないというところが判明してまいりました。それをずらせないのかという協議もさせていただいたのですが、やはり同じ日にするのが通常であるということです。ということは、都市計画決定、評価書を縦覧公告するときには、縦覧公告する書類の中に建設地の場所を書かないといけなないので既に建設候補地から建設地になっていなければいけないということで、前任の管理者が説明してきた内容に矛盾が生じるというところが判明してきました。また、さらにその後ですけれども、今ようやく入札公告に係る手続きを協議する段階となって、どういったものが必要になるかという詳細なところを進めているところでございますが、入札公告の前段でPFI法による実施方針というものを先に公表しなければならないというところがわかってまいりました。この実施方針は入札公告の数カ月前に事前にプラントメーカーさんに示すというのが法律にあるのですが、そこには建設地とした状態で、

	<p>どこで事業を実施するかというところを記載していかなければならないということでございます。実施方針を公表するためには、それまでに建設地とするための議案を議会に上程するということが必要となってまいります。令和 11 年度の供用開始を目指して事業を進めているのですが、入札の関係で実施方針の公表を今年度の 2 月ないしは 3 月の頭にはしていかないと、実施方針が遅れる分、施設の供用開始が遅れてくるということでございますので、現状では今年度中には建設候補地から建設地にしていかなければいけないものと考えているところでございます。</p>
住民 3	<p>簡単な質問と意見です。1 つ目ですが、費用は今年度中というのですが、3 月までに全体の費用が出されるということでいいのでしょうか。</p>
組合	<p>予算は本年度の 2 月の定例会までに出てきます。</p>
住民 3	<p>関係するのですが、そこで出される予算は全予算で、その後はそんなに増額等々は想定されないと考えたらいいのですか。それとも増額等々は時代によって変わるのですか。</p>
組合	<p>来年度の当初予算でお示しさせていただくのはプラントメーカーからの見積をベースにしたものでございます。そこからどれだけ下げてくるのか、予定価格について議論していかなければいけませんけれども、それ以上上がるものではないというふうに考えております。</p>
住民 3	<p>わかりました。●●するということです。 もう 1 つですが、施設の規模の決定ですが、これは期限はいつまでになるのですか。これも来年の 3 月までになりますか。</p>
組合	<p>実施方針には規模を記載してまいりますので、それまでに決めていく形になります。</p>
住民 3	<p>規模を決定した後で地域が決まるということと考えていいんですね。建設地は。規模が決まらなかったら建設地が決まらないと思うのですが。</p>
組合	<p>同時にさせていただくような形になろうかと思えます。</p>
住民 3	<p>基本的には施設の規模が決まったら建設地を決めるということですね。 それから、半減が可能かどうかということは、これは先ほど言いました。私たちが運動したりすれば、行政がリーダーシップを取れば私たちは可能だと思っておりますし、全国にもそういう例がいっぱい出てきています。 それから、最後の決定する時期の問題ですが、先ほどの都市計画の決定の手続きと環境影響評価の出る時期は一緒だということはこれまでわかっていたと思います。それで、どちらかを少し、環境影響評価の時期をまず少し、要するに先のほうが詰まっているのだったら、前に延ばすとか、少し余裕があるのだったら都市計画の手続きを少し後ろに延ばすとか、そういうことは可能だと思えます。それは全然理由になっていないと思います。入札の公告も同じようなことだと思いますので、そこはぜひ弾力的に考えていただきたいと思えます。以上です。</p>
司会	<p>ありがとうございました。ほかに意見のございます方はどうぞ。</p>
住民 4	<p>ちょっと質問いたしたいのですが、建設予定地の後ろは山になっているんです。山の前に建設地を予定されている。煙突の高さが 59m、山の高さはどれだけですか。</p>
組合	<p>286m くらいです。</p>
住民 4	<p>そうすると、図面にありましたように、ダイオキシン、悪臭等は漂うわけですね。漂うのは、稲里、清崎、石寺町、このあたりですね。大丈夫ですか。そこら辺はにおい、粉じ</p>

	ん等は山で遮られて漂う結果になるかと思うのですが、大丈夫ですか。
コンサル	ご意見をいただきありがとうございます。煙突排出ガスの影響についてご懸念されているのかなと思うのですが、そちらについては煙突から出したときにある程度の速度を持って外に出します。また、温度も焼却して出すので結構高い温度、通常は 100 何度というような温度で外に出ていきます。そうやって出すことによって。
住民 4	ごめん、ちょっと話。煙突の高さが 59m、200 何mの山でしょう。約 3 倍から 4 倍です、高さが。それでも出せるの？
コンサル	そうですね。排ガスはより拡散が進むように外に出していきます。外に出た瞬間にどんどん拡散して、周辺の大気と混ざってどんどん流れていきまして、山のところでどまったり、そこにずっと沈着していったりというところはなかなか考えにくいとは思ってございます。予測の結果でお示した今回の数字につきましては山の標高とか、そこで起きている風の状況、そういったところも考慮して予測を行っておりまして、その上で影響は小さいであろうというふうに考えてございます。
住民 4	ちょっとごめん。そこなんです、23 ページの 10m も、これだと漂うわけでしょう。違う？
コンサル	漂う？ 今 23 ページ目のほうですが、これは 1 年間の風の状況を観測した結果です。
住民 4	10m だよ。
コンサル	これは高さ 10m ですね。
住民 4	地上 10m になっているから、実際は違うんだよね。
コンサル	高いほうになっていきますともっと、恐らく風の強さとしては早くなっていきますし、高さによって風向といいますか風の向き、そういったところも違うところはあるかと思えます。が、上層に行けば行くほど風が強いですし、どんどん流れていくと考えてございます。
住民 4	大体わかりました。それともう 1 つ、これは予測の数字が基準値より低いから、ここでも環境的には OK ですと、こういう説得になっているのですが、実際問題、先ほど誰かが質問されましたように、実際は当てが外れる場合がある。あるいはまた異常に数値が膨らむ場合がある。こういうような結果を必ず、予測と違っていたということを報告する義務は最初から持っておられるんですか。
組合	もちろんモニターで常時観測できるものについては、それが基準濃度よりも、管理濃度はもっと低いところで管理をしていく形になりますけれども、それが高くなってくるような場合は、大丈夫かどうかというのはもちろん維持管理していく中でやっていただきます。それがそもそも最初の設定よりも高くしかできないという場合については、もちろん我々としましては施設を停止して原因が何かというところについて究明してもらうという形になりますので、そのあたりはご安心いただいて結構かと考えております。
住民 4	その場合は、操業を停止して原因究明に当たると、こういうことでよろしいんですか。
組合	そうですね。焼却施設でもし異常がある場合は止めると。その止めている間についてごみが搬入されることになりますので、そういったときはピットで受けて対応していくということになります。ただ、なかなか原因がわからないというときにピットがいっぱいになるようなことがあれば、民間への搬出ということにもなろうかと思えますが、そのあたりは当初のこちらが要求している水準をクリアできていないのであれば、

	施設を整備したところに対して補償を求めていくということになります。
住民 4	わかりました。
司会	ご質問ありがとうございました。差し支えなければ自治会名を言っていただけますか。
住民 4	日夏町の住民です。
司会	ありがとうございます。次、ご質問どうぞ。
住民 5	<p>稲里町の●●と申します。よろしく願いいたします。今日の説明会の本来の趣旨とは違う質問になるかもわからないのですが、申し訳ないのですが、バイパス道路の供用開始の件でお願いと確認をさせてください。</p> <p>本施設の供用開始時点では北側からのバイパス道路は供用しますよ、南側はまだできていませんよというご説明だったと理解しているのですが、南側のバイパス道路ができていないという中で施設を稼働していただいたら、稲枝地区の搬入車両はどこを通るのでしょうか。一番懸念しておりますのは、私ども稲里町、もしくは西清崎の町内を搬入車両が、バイパス道路がないことによって通るのではないかと。ご存じだと思いますが、非常に細い道路になっていますので、そこを通っていただくと非常に困るので、供用開始は北側も南側もバイパス道路は同時に供用開始できるようにぜひともしていただきたい。これがまず 1 点目のお願いです。</p> <p>このお願いがどうしても財政の問題とか時間の問題で成り立たないというのであれば、南側のバイパス道路はいつできるの？ いつ完工できるのかをどのように考えていらっしゃるのかご回答いただきたい。以上です。</p>
組合	<p>ありがとうございます。我々としまして、令和 11 年度にアクセスするための道路を北から南側を同時に供用開始いただけるようにとお願いをしてきたわけですが、彦根市さんの財政状況等を確認していますとそれが難しいとお聞きしております。ただ、今まだ設計等が何もされていない状況でございまして、費用等も正確なところもまだわからない状況でございますので、どこまで進められるかということについても彦根市として明確に回答ができないということでございます。南側の工区がいつできるかということも、設計が終わってからまた皆さんに公表していきたいとお聞きしているところでございますので、いましばらく時間がかかるのかなと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。</p> <p>今おっしゃっていただきましたように、西清崎の大藪金田線はかなり狭いということはいわゆる確認しておりますが、南側が令和 11 年度以降にしか開通しないような場合については、そこを利用されると想定されるのは、稲里町の以南で琵琶湖寄りの自治会の方が持ってこられるような一般車両かなと思います。収集車両については、必ずここは通させない、西清崎の収集するための収集車両は通るところがございすけれども、その他の南からの収集車両についてはここは通させないということでございます。一般車両についても町内の道を通らないような形の周知をしてまいりたいと考えております。どういったルートを通行いただきたいかということは、必ず周知をしていくという形で考えております。</p> <p>また、北工区だけしかできない場合というのは、県道 2 号から中沢の交差点を通過し、ずっとまた新しい道路へ入っていくような形で今はお示しをさせていただいているのですが、何とか分散させながら、中沢の交差点のところも影響がないような形で進めて</p>

	<p>いきたいと検討を進めているところでございます。全線が開通するまでの間というのは、なるべく収集車両と一般車両が分散した形で搬入されるような手法というので進めてまいりたいと考えておりますので、しばらくご了解いただきたいと思っております。</p>
住民 5	<p>わかりましたが、そのしばらくがいつなのかはまた明示ください。</p>
組合	<p>彦根市には、そのように伝えさせていただきたいと思っております。</p>
司会	<p>ほかにご質問等ございませんか。</p>
住民 6	<p>日夏町自治会の●●と申します。温室効果ガス、86 ページのところでお教え願いたいのですが、本施設から 14,892 t / 年の温室効果ガスが排出されて、既存施設と比較すると 7,348 t / 年の削減効果があるということは、従来よりも 3 分の 1 削減されるということになるのですが、どこからこの効果が得られているのでしょうか。</p>
コンサル	<p>ご質問いただきありがとうございます。86 ページ目、今のご意見では既存施設と本施設の差分というところで 7,300 t / 年というところを示しているところなのですが、大きく効果として考えているのは、発電というところになるかと考えております。ごみなどを燃やして CO₂ が出る。もしくは施設関連車両が走行する、施設の機械が動く、そういったところでエネルギーを使って当然 CO₂ が出ていくということになりますけれども、発電を行うことによりまして、普通に電気を使うよりも施設で作ることによって CO₂ を減らすという効果が見込まれます。そういったところを考慮して合計量を出しているところではございますが、そこが大きく要因として効いているところではないかと考えております。</p>
住民 6	<p>この表の発電の赤いところが主に効いているということですか。</p>
コンサル	<p>そうです。</p>
住民 6	<p>もう 1 点、RDF というのは何ですか。</p>
コンサル	<p>RDF というのはごみを固形化して燃料にしてそれを使ってエネルギーを取り出す、それを燃やして発電するとかといったところになります。こちらですが、彦根市では今の清掃センターでごみの焼却をしているのですが、それ以外の 4 町ではごみの焼却ではなくて RDF というものを作って、それでごみの処理をしているのが現状です。4 町では RDF を作って、将来的にはそれを燃やすことで CO₂ が出るという状況にはなりますので、この予測におきましてはごみの焼却もしくは RDF の使用、それぞれ CO₂ が出る発生源であるということで計算をさせていただいてございます。</p>
住民 6	<p>ありがとうございました。</p>
司会	<p>ありがとうございました。当初予定をしておりました終了時間を超過しております。次の方をもちまして最後の質問とさせていただきます。今手を挙げていただいている方が 2 名ですか。簡潔にご質問いただきまして、できる限り回答させていただきたいと思っておりますので、順にお願いしたいと思っております。前の方から。</p>
住民 7	<p>失礼します。亀山学区太堂町から来させていただきました。先ほど来、出ている大気汚染といいますか、どのようにそれを住民に告知して、そして対策を取るかというところでだいぶ議論がされているのですが、私も何回も説明会に来させていただいて述べさせてもらっているのは、各ポイントに大気質の濃度ですね、それを設置する、そういうポイントは必ず持ってほしい。といいますのが、今回これで春夏秋冬、四季を通じて全部調査されました。それについては非常にありがたいと思っております。その調査で得た資料と</p>

いうのは今日このページに全部数値を出されていて、これがいわゆる清掃工場を作る前の環境調査という数値になります。もしこれが実際に稼働して数値が上がれば、その数値は、これは清掃センターのほうから出た、そういうふうな汚染物質といいますか、そういうものになってくるだろうということで、やはりそこで各ポイントで数値が上がる、そのことで施設の中で点検をしてもらえる。そればかりではないです。施設の中で何か不具合があって、外へ出る前に把握されて、実はこうこうこういうことがありました。焼却云々という、もちろんそれもあるわけですし、もう1つ肝心なのは、今までご説明を聞いていると全部この数字、あるいはこれで十分頑張ってるから大丈夫、行けます行けますと言っても、中での数値なんですね。排出される時点での数値であって、やはりこの清掃工場がみんながこぞって手を挙げて、わかったと。ここに建ててくれというのは、そこから出るものの大気汚染とか、これをどうするかというのが問題なんですね。それが、いやいや大丈夫、こちらのほうで確認やりますから、もしあったときには住民に告知してやりますというふうな流れが実際そういうことばかりであって、いざ起こったとき、例えば県内のクリーンセンターを見ているにも実際にダイオキシンが出て、どこでそれが見ついているかというところと大阪の埋立地で見ついていると。そしてそれが逆にその自治体に戻ってきて、それで発表があって、その間、住民に被害はなかったと。こんなふざけたようなことをまた繰り返すのかという。特に皆さんいろいろ意見を言っているんだけど、未来に向かっての環境基準が厳しくなる、そういうふうな段階で建てる、そういう施設について、そんなことでええのかということですよ。これは原発の事故でみんなが思い知ったことなんです。住民は何も知らなかった。測定する材料も機器も何も示されてなかった。ただただ大丈夫、大丈夫という神話だけが動いたということですね。それを反省材料にするのであれば、やはり何か所か、そういうポイントを作って、その数値も。これははっきり言って建てる段階ではそんな高い金がかかるとは思えないので、そういうものをきちんと説明の中に含めていただいて、それから議論を始められる、こういうふうな流れを1つ作ってほしい。

私が一番心配するのは、亀山学区は連合自治会を組織しています。西清崎もそうだという。私がある太堂町もその一員です。一番困るのが、西清崎の方が良かれとして立候補された。周辺が今言ったような問題が解決されていない以上は、何やねん、西清崎が勝手にやりやがってと。これがずっと続くんですよ。同じ連合自治会の中でね。行政はそれでいいですわね、建てたらそれでいいんですから。ところがそのことによっていろんな問題が出たときに必ずここを、こんな連合自治会の中でこういうことをやると結局割れてしまうというか、これが一番困る。その辺も含めてもう少し安全対策、健康被害、それと●●、対策を練ってほしい。以上です。

司会	ご意見ということでよろしいですか。
住民7	意見です。
司会	あと2人ほど手を挙げていただいておりますが。
住民8	手短かに言います。清崎町から参りました●●と申します。この建設予定地ですが、皆さんご存じのとおり、非常な軟弱地盤、彦根市の中でも地盤改良の工事がこれから始まるということなんです。従来、これまでの住民説明会でも水の問題についてもいろいろな視点で述べられていたと思うのですが、環境影響調査などでこれから行われる地盤改良、

先ほどもお話がありましたが、相当規模の大きい、重大な杭打ちだとか、あるいは土の上に乗せるようなこと、それがかなりの範囲にわたって行われると。そうしますと、心配するのは地下の水流、これがどんな影響を受けるかですが、その辺は今日の資料では見当たらない。水質の関係のデータは載っているのですが、相当深刻な影響が出るだろうと私は思います。それを確認するといえますか、後から検証するためのデータ、これがどうも集められていないように思うんです。以前の資料では井戸だとか利用されている方の意見を求めるような、実際どういうところで地下水、井戸を利用されているか、そういった調査があったと思うのですが、今日の資料にはないようなのですが、地下の水の動きをどういう方法で考慮していくのか。一番深刻な問題は水質というよりも枯れるということだと私は思っております。その観点がどうもないようなので心配しています。以上です。

コンサル

ご意見いただきましてありがとうございます。今回の事業ですが、地下の構造物を作るといふところだったり、地盤改良するといふところはあるのですが、トンネルのような長大な地下構造物を作ったり、地下の状況、水流の状況を変えるとか、そういったところは基本的には生じないのかなというふうには思っております。将来施設で使う水につきましても、地下水のくみ上げとかは現状行わない計画で、上水道の利用ということを基本に考えてございます。

したがいまして、今回の環境影響評価の中で水質は影響があるだろうということで評価を行っておりますが、地下水は影響のおそれが小さいと見込んで、その影響の予測とか評価といったところには行っていないといふところになってございます。

また、ご意見をいただきました前回地下水の調査についてコメントがあったといふところでございますが、調査のほうは今回実施してございまして、お手元の資料で言うと32ページ目に井戸の地下水の観測の結果をお示ししてございます。こちらなんですけど、令和3年10月から調査に着手しているのですが、夏の時期に事業区域の目安として400m程度の周辺の家屋の方々に地下水位調査、井戸の調査にご協力いただけないかといふことでアンケートを配布させていただきました。その結果、うちでやっても構わないとご回答いただいた方々の井戸を対象に現地に行きまして、水位の観測ができれば水位の観測を行ったり、観測できない、構造的に難しいといふところであれば井戸の水が噴き出ているかどうかといふ確認を行ってございます。

これは現況調査としまして今月半ばごろまで行っていくのですが、この結果は結果として保持しておく。もし将来的に実際に工事ないしは施設が稼働した後に影響が生じた場合には、この現況調査と比べてどうだったのか、ご意見があった場合にはこの調査結果と比べて本当に施設で影響が生じたのかどうなのかといふ検証は行っていきまして、本当にこの施設の工事の影響といふことがわかったときには何らか対策といふものが行われていくのではないかと考えてございます。以上となります。

住民3

地下水を保つんですか。それとも止めてしまうんですか。盛土をたくさんやればやるほど地下水はなくなるんです。盛土が少なければ少ないほど下のほうの地下水は残るけれども、しかし上の軟弱地盤は残ってしまう。矛盾があると思うのですが、どうでしょうか。

組合

皆さんがご利用されている地下水があるのは、かなり深いところの層になりまして、

	<p>今回盛土で沈下を促進するために抜く水としては、途中にある腐植土層などに含まれている水を抜く、スポンジをイメージしていただくといいのですが、上から土を盛っておもりをかけて、スポンジに含まれている水を抜いて、スポンジの厚さを縮めるというイメージで、途中の水を抜くということでございますので、皆さんがご利用いただいている、地下水の層には影響を与えないような工法になってまいりますので、全く影響がないと考えております。</p>
住民 3	<p>それってめちゃくちゃ難しいんですけど、ずっと軟弱地盤が続くんですね。腐植土が。それがずっと続く中で、途中で固い層があれば別ですけども、途中の固い層はほとんどないんです。だから盛土が高くなればなるほど地下水はなくなる。盛土が薄ければ薄いほど軟弱地盤が軟弱のままで行くと。とても難しいし、今の説明は私はわかりません。</p>
組合	<p>そのあたりにつきまして、造成等の実施設計が終わりましたらご説明させていただきたいと思いますが、十分水を抜きながら沈下させていって層を固めていくということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。時間の都合もございますので、先ほど一番後段のほうで手を挙げていただいた方で最後のご質問とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
住民 9	<p>日夏町です。住民の参加の仕方と、これからの段取りというか、計画の流れを確認させていただきたいのですが。先ほど聞いていたら、規模と場所の決定は来年の 3 月で、その前提としての環境の問題を今ここで聞いているんだなという認識でおるのですが、きちんとそれをクリアして来年 3 月に向けてされるかどうかかわからないのですが、それとこの施設が持っている機能面というか、果たす役割というのとその前後の関係はどうなっているのか。施設はどちらにしても、いろいろな基準はクリアされたとしてもいろいろなものが出てくること自体は変わりはないので、決してプラスではないと思うのですが、それをいかに住民のものにしていくかというような機能的な役割との、住民が参加していく中でそれを積極的なものにしていける可能性というのはどこにあるのかということ、みんなで探り合う、時間なり参加の仕方なりが想定されているのかという。今連絡協議会というのがあるらしく、私は泉の人間なので日夏町よりちょっと独立した自治会になっているのでちょっと情報が足りていないのかもしれないのですが、そういう形の全体の、この果たす機能性の問題とトータルでみんな出てきたような不安だとか、そういったものも更新していける場というのは持たれるというか。さらにもっと積極的な場所にしていけるのかどうか。例えば福祉に使えるとか、そういった形で住民が参加していけるような場所になっていくのかどうかというのを構想としてお持ちかどうか聞きたいです。</p>
組合	<p>ありがとうございました。今おっしゃっていただきましたように、施設整備の連絡協議会というのを周辺の自治会代表の方、連合自治会長様とかにもご参加いただきながら進めているところでございます。これから機能面というところについて、我々が考えていますのは環境学習の施設としての機能面と、あと災害時の防災施設としての機能面についてこの連絡協議会の中で協議をいただくことを想定しております。今おっしゃっていただいた福祉の面というところについてもそういったご意見を頂戴できるのであれ</p>

	<p>ば、これから入札公告に向けての要求水準書の中にもそういった機能のところについても記載していきたいと考えておりますので、そういった場合は、代表にはなりますが、周辺自治会の代表の方からお話を聞きたいと考えております。</p>
住民 9	<p>これから議論されるということですね。</p>
組合	<p>はい。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで質疑の時間を終わらせていただきます。まだまだ質問があるかと思いますが、後日、行政組合にご連絡いただけましたら別途ご対応させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、説明にもございましたが、本日頂戴いたしました意見を踏まえまして、準備書を作成し、縦覧および意見募集をさせていただきます。併せまして再度住民説明会を実施いたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。</p> <p>日程につきましては、9月上旬を予定しておりまして、詳細は各市町広報誌等でお知らせいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>